

平成 26 年 9 月 29 日(月)

平成 26 年度特別職報酬等審議会

会長 福士隆三様

平成 26 年度特別職報酬等審議会

公募委員 三国谷清一

青森市長の給料月額について(質問)

1. 青森市長からの諮問の記の 2 の見直した場合の市長給料の額については、第 2 回特別職報酬等審議会会議概要(以下「第 2 回会議概要」という。)31 頁下から 4 行目『三国谷委員「(市長の給料の)額は決まったんですか。(市長の給料の)額は 100 万円ということで決まったんですか。」福士会長「はい。100 万円です。」』との記述から、資料 27 - 01「財政状況に関する各種データの類似団体比較及び正規分布曲線を用いた市長の給料月額の位置づけ」の 10 頁「市長給料」による会長試案どおり、100 万円と決定されたこととされている。
2. 資料 27 - 01 に関する山谷人事課長の説明(第 2 回会議概要 15 頁)では「ここで、議論の叩き台としてのひとつの案は、この正規分布曲線を基に給料の水準を考えたときに、先程見た財政力や財政構造の弾力性の指数では、青森市は概ね $\mu - \sigma$ と $\mu - 2\sigma$ の範囲にありましたことから、市長の給料の水準もそれらと同様の水準であるべきではないかと仮定する、というものでございます。そうすると、その水準は、オレンジのマーカーで塗っている部分(資料 27 - 01 の 10 頁)ですが、概ね 1, 000, 000 円程度に決定されることとなります。仮に厳しい目で見て -2σ だと決めれば、オレンジのマーカーで塗っている部分の左側の縦線がある部分ですけれども、概ね 980, 000 円程度に決定されることとなります。従いまして、市長の給料月額につきましては、1, 000, 000 円程度というのが、議論の叩き台としての会長試案ということでございます。」、次に資料 27 - 02 については「仮に市長の給料月額を 1, 000, 000 万円とすれば、副市長の給料月額はその 78.8 % で 788, 000 円、市長の給料を仮に 980, 000 円とすれば、副市長の給料月額はその 78.8 % で 773, 000 円と決定するのが、議論の叩き台としての会長試案ということでございます。」と説明している。

このことから明らかなことは、会長の指示を受けて資料を作成した事務局では、市長の給料月額の水準を「98 万円から 103 万円の間」(第 2 回会議概要 26 頁)とし、議論の叩き台のひとつとして 100 万円程度を提示したものであり、100 万円が適正な額であるとは言っていない。
3. この山谷人事課長の説明に対して福士会長は「何かピッタリ合った数値が出てきて非常にラッキーだったと。～略～ 100 万円位が一番市民にとって分かり易い線かなということで私は考えまして」(第 2 回会議録 16 頁)と発言したことから、福士会長は 100 万円を会長試案として審議会に提案したようである。仮に、青森市長の適正な給料月額が 98 万円と 103 万円の間にあるとして、何故に 100 万円が適正な額であるのかについて福士会長は何ら説明をしていない。

4. 第2回会議概要 22p では「(正規分布曲線を用いた市長の給料月額的位置づけは)たまたまですね、課長さんかその配下の方か分かりませんが、こういうふうな統計に通じてらっしゃったと思うんですよね。~略~、たまたま合わせていったら落ちるところに落ちたということで、これからそれ(正規分布曲線を用いた手法)をずっとやるとか、それを他の所でやるとか、私は全く頭にありません。基本的には今青森市でやった手法だというふうに伺っています。」と福士会長は発言している。このことから分かることは、正規分布曲線を用いて市長の給料月額を位置づける手法は福士会長が考案した手法ではなく事務局の統計に通じた者が考案した手法であること、事務局はこの手法を用いて「市長の給料月額の水準は 98 万円から 103 万円の間にある」という案を算出したが、これは種々考えられる中でのひとつの案であり確定したものではないこと、福士会長は事務局から提示されたひとつの案である 100 万円程度を検証しないまま「何かピッタリ合った数値が出てきて非常にラッキーだったと。100 万円位が一番市民にとって分かり易い線かなということで私は考えました」と感覚的に妥当であると判断したのではないと思われること、である。
5. 第2回会議概要 24p では佐々木委員が「先程お話しされた 100 万円から 90 何万ですか。あの数字、理論的には見た感じでは素晴らしい理論なので、中々反論できなくて、早めに決まったような形ですけども、~略~、この中で統計学に優れているのは先生(福士会長)が一番だと思います、~略~」と発言しているように、第2回審議会当日に資料 25 - 01 から資料 27 - 02 を渡され、資料を精読できないままに、統計学に優れている福士会長から意見を求められ、多くの委員は反対の意思表示はしなかったものと思われる。しかし、第2回会議概要を読むと、事務局からも福士会長からも何故に「青森市長の給料月額 100 万円」が「適正」なのかについては、理屈の整理がされた形での説明はなされていない。資料 02 - 02 の「昭和 43 年自治省通知」に書かれている資料が「どの様に活用されているのか」、敦賀委員の質問「民間の賃上げ率はどの様に反映されているのか」、「給料月額のグラフ(正規分布曲線)を見たときに、青森市も財政のデータの分布と同じようにグラフでいうと左側の方に位置づけるとどうだろうか」という意味合いなんです。理屈上ビッシッと収まっているわけではない。」のにも関わらず 100 万円ちょうどの金額を会長試案としたのかの質問に答えて下さい。そして、正規分布曲線を用いると何故に市長の適正な給料月額が算出されるのかを説明して下さい。
6. 市長の適正な給料月額 100 万円は会長試案とは言うけれども事務局=青森市総務部人事課が考えて審議会に提出したものであるのであれば、事務局=青森市総務部人事課の責任において「100 万円程度」ではなく「青森市長の適正な給料月額は 100 万円である」とした根拠・理由を示して下さい。

平成 26 年 10 月 1 日(水)

平成 26 年度特別職報酬等審議会

会長 福士隆三様

平成 26 年度特別職報酬等審議会

公募委員 三国谷清一

第 3 回審議会配付資料(「議員報酬算定の基準方式」)について(質問)

1. 資料 29 - 01「議員報酬算定の基準方式(明治大学政治経済学部講師廣瀬和彦)」2 ページ目の「(3)議員報酬算定の基準方式」には 7 つの考え方(以下「廣瀬方式」という。)が示されている。
2. 山谷人事課長から、廣瀬方式①は議員の市政への貢献度(成果・利益)を指数化することが困難であり事実上あり得ないこと、廣瀬方式②は昭和 37 年行政局長内簡が廃止されたこと・昭和 44 年市議会議長化の考え方は当事者の意見であることから参考程度とすること、廣瀬方式③については資料 29 - 02・資料 29 - 03・資料 30 - 02 を用いて計算式を説明、廣瀬方式④は参考程度とすること、廣瀬方式⑤は廣瀬さんが「これが良い」と言っていたこと、廣瀬方式⑥は青森市議会では議員の職務遂行日数を調査したことがなく事実上困難なこと、廣瀬方式⑦は参考とすること、との説明があった。
3. 資料 30 - 01「「議員報酬算定の基準方式」による議員報酬の算定について(会長試案)」では、廣瀬方式のうち「③国会議員の歳費を基準とする考え方」と「⑤当該団体の長の給与額を基準とする考え方」の二つの考え方を採用している。
4. 会長試案で廣瀬方式「③国会議員の歳費を基準とする考え方」を採用した理由を教えてください。
5. 私は①青森市議会議員と国会議員とでは報酬・歳費の額、職務内容のレベルが違いすぎる②地方公務員である青森市職員と国家公務員とでは給料表・俸給表の構造が異なる③この方式が正しいのであれば、全国の市議会議員の議員報酬は全てこの方式で算定すれば良く、全国の市議会議員の議員報酬は給料表毎に統一されることになる等の理由から廣瀬方式③は採用するべきではないと考えていますが、会長はこれらのご事情についてどの様にお考えですか。
6. 「廣瀬方式⑥は青森市議会では議員の職務遂行日数を調査したことがなく事実上困難である」と山谷課長は説明をしていますが、議員の活動状況を調査をし、その調査結果を以て議員報酬の額の検証をすれば良いのではないかと思います。会長の考え方を教えてください。